

(別紙2)

傍 聴 要 領

滋賀県環境影響評価審査会

滋賀県環境影響評価審査会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県環境影響評価審査会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入して会長（委員長）の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた時点で、受付を締め切ります。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと
- (3) 会長（委員長）が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

- (1) 受付時にお渡しした、環境影響評価に係る図書は、終了時に事務局（受付）あて返却してください。
- (2) 環境影響評価に係る図書については、1団体に1セット（冊）です。
- (3) 不明な点があれば、係員にお問い合わせください。